

Title	タフ・ヴェイル判決とイギリス鉄道労働運動(VII)
Sub Title	The Taff Vale case and railway trade unionism (VII)
Author	松村, 高夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1995
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.87, No.4 (1995. 1) ,p.526(18)- 545(37)
JaLC DOI	10.14991/001.19950101-0018
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19950101-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

タフ・ヴェイル判決とイギリス鉄道労働運動（VII）

松村高夫

I タフ・ヴェイル判決（1901年）による労働組合法（1871年・76年）否認

タフ・ヴェイル判決をめぐる（I）から（VI）までの前稿は、方法論上はマイクロ・ヒストリーの⁽¹⁾方法を意識的に採用して書かれたものであった。従来、余りにも有名はこの判決は、その弾圧判決としての性格づけのために、国家の介入との関係（とくに商務院の調停・仲裁の果たした役割）、あるいは他の労働組合（TUCも含めて）や政党（労働代表委員会LRCも含めて）との関係で扱われることが多かった。タフ・ヴェイル判決は労働者に危機感を抱かせ、LRCは急速に発展した、といった類の議論はその一例である。⁽²⁾前稿では、それらの考慮を最小限にとどめ、焦点を労働争議の展開過程と裁判の進行過程に合わせ、「厚い記述」を行なうことに努めてきた。その結果、いくつかの問題の側面に光が当てられたが、とりわけ合同鉄道従業員組合ASRSという個別労働組合の内部におけるリブ＝ラブ派と社会主義者の対立、個人的レヴェルでいえばR.ベルとJ.ホームズの対立が、争議・裁判過程を貫くモチーフとして浮かびあがってきた。これはASRSの本部と支部

（1）前稿（I）は『三田学会雑誌』79巻5号，1986年12月；（II）は81巻3号，88年10月；（III）は82巻2号，89年7月；（IV）は82巻4号，90年1月；（V）は83巻1号，90年4号；（VI）は83巻2号，90年7月に掲載されている。

（2）LRCの傘下組合員数（ただし個人加盟ではない）は、1900-01年には37万6千名、1901-02年には46万9千名であったが、1902-03年には86万1千名になった。この急増は、ウェップによって、タフ・ヴェイル判決の「最初の結果は、新たに結成された労働党を効果的な政治的力にすることであった。タフ・ヴェイル判決の効果は、加盟労働組合数を1902-03年に2倍に、1906-07年に3倍にし労働党の加盟組合員数を100万名近くにしたことである」（S. & B. Webb, *A History of Trade Unionism*, 1920 ed., p.604）と指摘され、また、コールによって、「この驚くべき決定にたいして産業的行動によって対抗する手段はありえず、政治的行動が唯一の手段である」ことが認識され、LRCが「突然重要になった」、「1902年には主としてタフ・ヴェイル判決のおかげで、その潮流は変わりはじめた」（G.D.H. Cole & R. Postgate, *The Common People 1746-1946*, 1949, p.456）と指摘されている。R.ベルも、タフ・ヴェイル判決について、「これは新しく設立された労働代表運動（LRCのこと）に大きな刺激を与えた。これ（タフ・ヴェイル判決）がなかったならば、同じ進歩がなされたかどうかは疑わしい」（Richard Bell, *Trade Unionism*, (Social Problems Series), 1907, p.81）と書いている。

の対立、労使協調の方策と戦闘の方策の対立、といってもよい。もとよりこれは当時のイギリス全体の労働組合運動の枠組みに規定されて現れた問題であるが、同時に、このASRS内部の対立が全体の労働運動にも少なからぬ影響を与えた問題でもあった。本稿は、その最終稿として、従来のマイクロ・ヒストリーを一挙に広げて、前稿までのタフ・ヴェイルの労働争議と裁判過程に限定した叙述を、国家（政府・議会）や労働界といったより広いマクロ・ヒストリーの関係のなかに置くことを試みたい。それは、対象とする時期を主として1900年から1906年までの時期に限り、タフ・ヴェイル判決以降それを覆す「労働争議法」の制定までの過程を明らかにする試みである。それによって、マイクロ・ヒストリーの「方法」のもつ意義と同時に、その限界も明らかになるだろう。そしてまた、一般的には労働史と労働法との関係を、特殊的には「労働組合法」（1871年・76年）—タフ・ヴェイル判決—「労働争議法」（1906年）の関係も、明らかになるだろう。

1901年7月22日のタフ・ヴェイル判決が、1871年・76年「労働組合法」を否定し、労働組合に損害賠償を命じたのは、つぎのような法的論理によっていた。「労働組合法」は、労働組合が法人であると意識的にみなさないことにより、労働組合を法人として起訴しえないとしたものであって、それ故、労働組合はストライキなどによる損害にかんしても法人としての責任性から逃れるとしていた。「労働組合法」は組合の免責については規定していないにもかかわらず、この見解は広く受け入れられ、「労働組合法」制定後20年間程は、イギリスの法廷では労働組合にたいして法人能力を有するものとしての訴訟は行なわれなかった。しかし1890年代になると、労働組合の法的権利を次第に制限する判例が現れはじめ、ついにタフ・ヴェイル判決によって、労働組合は、法人ではないと認定されながらも、組合役員の行動によって生じたとされる損害にたいして、法人能力があるものとして起訴されるとされたのである。この意味で、高等裁判所のファーウェル判決（1900年9月5日）が、ASRSのベルとホームズ個人だけでなく（個人にたいする判決は、同年8月30日のファーウェル判決が下した）、ASRS自体を起訴しようとした点は、極めて重要である。ファーウェル判決は控訴審（1900年11月21日）で一度覆ったものの、上院で確定し、いわゆるタフ・ヴェイル判決となったものである。さらに判決は、労働組合にたいし「禁止命令」injunctionだけでなく、「職務執行令状」mandamusもだせるとし、これらに従わないばあいには法廷侮辱罪で即決収監されることになった。また、登録組合だけでなく非登録組合にたいしても、損害の責任性にたいし起訴できるとしたので、組合の基金はその争議にかかわる費用と損害にたいして、たとえ基金が委託者の名義になっていても、雇用者に支払われねばならないことになった。このような法的論理によって労働組合のストライキ権が事実上剥奪されることになった。

また、1875年の「共謀罪および財産保護法」は、争議中の労働者は刑法の適用を受けないとし、71年「労働組合法」を実質的に意味あるものにしたのであるが、75年法第7条「いかなる他の人にたいしても、法的権利を有する行為を止めることを強制する目的で、その人が居住したり労働した

り営業したりする場所、あるいは偶然いた場所を監視し包囲することは、刑事犯である。ただし、たんなる情報の取得ないし交換のための参加は、監視または包囲とみなされない」のいわゆる「平和的説得」は、ピケティングにたいし、これを「……監視・包囲することは違法である」と拡大解釈される危険性を条文自体のなかに内包していた。1890年代に労働組合の法的権利の制限が強まっていくなかで、1896年のリオンズ対ウィルキンス判決は、拡大解釈の判例として極めて重要であった。⁽³⁾ その判決は、「仕事をしない人々を説得する目的でなされたピケティングは、たんに情報の取得または交換とみなされないと考えられるべきで、75年法に反し違法である」としたのである。タフ・ヴェイル鉄道会社TVRの社長A. ビーズリーは、リオンズ対ウィルキンス判決の内容を熟知しており、1900年3月に自社従業員にリーフレットを配付しているが、それは「雇用者議会評議会」Employers Parliamentary Councilから得た情報によっていた。評議会は雇用者たちに、もしストライキに巻き込まれたならば、「禁止命令」を得ること、およびピケティングの判決を簡易裁判所長官に求めることによって、自己を防衛するよう助言していた。評議会は、「われわれの見解によれば、これがなされれば、ピケティングはほとんど無害になるだろうし、いまや法的にも確認されている状態のもとではおそらくストライキはその労力に値しないので、全く放棄されるかもしれない」と助言していたのである。⁽⁴⁾ つまり、TVRは経営者の全国組織に支えられてASRSを起訴したのである。

このような世紀転換期の労働界の状況は、「労働組合法」制定をめぐるイギリスが揺れていた1867-75年の状況とは大きく異なっていた。19世紀第3・四半期には、雇用者は経済的力のうえて優位にあるのだから、それと対峙する労働者にたいしては労働組合の権利を認めることによって初めて対等になる、とする考えかたが一般的であり、一応、団結権とストライキ権が認められた。その30年後に世論が大きく変化し、労働組合にたいして厳しくなった原因として、ウェブは、第1に、イギリスの海外との経済競争が激化し、その競争を阻害する労働組合の行動は抑制されるべきであるとの考えが強くなったこと、第2に、調停・仲裁の権威主義的判定を好む世論が強まったこと、の2点を挙げて⁽⁵⁾いる。アルフレッド・マーシャルが、「これは我々の工業の危機である。過去20年間我々は進歩してきたが、アメリカや中欧諸国や東方諸国にたいしては相対的に後退している」として、⁽⁶⁾ ASEによる経営権の侵害を批判したのは、1897-98年の機械工のストライキのときであった。

(3) 1890年代の労働界の反動化とその帰結としてのタフ・ヴェイル判決については、John Saville, "Trade Unions and Free Labour: the Background to the Taff Vale Decision", in A. Briggs & J. Saville eds., *Essays in Labour History*, vol. I, 1960. を参照されたい。

(4) F. Bealey & H. Pelling, *Labour and Politics, 1900-1906*, 1958, p. 58.

(5) S. & B. Webb, *Industrial Democracy*, 1902 ed., p. xxvii.

(6) Letter dated Dec. 5 1897 to Edward Caird, Master of Balliol, in A. Pigou ed., *Memorials of Alfred Marshall*, 1925, p. 399, quoted in H. Phelps Brown, *The Origins of Trade Union Power*, 1983, p. 45.

このような「逆行する偏見の影響により」⁽⁷⁾ (ウェッブ), 90年代になると労働組合の法的権利がしだいに制限されてきたのである。

II タフ・ヴェイル判決を無効にする2つの方策

1. ウェッブの理解

1900年9月, ファーウェル判決が出されたとき, TUC大会がハダースフィールドで開催中であった。急遽, 議事規則は停止され, この判決についての議論が特別に認められた。ベルとASRSの代表が演説し, ベルはこの判決が労働組合の存在を「實際上無益にする」と指摘した。大会では, 全国の労働組合にファーウェル判決の重要性を喚起させるべくTUC議会委員会に指示すること, そのさい「議会委員会は, 各組合から控訴を遂行するために割当の寄金への同意をえること」との決議がなされた。その決定を受けた議会委員会は, 10月に「重要回状」をだし, ファーウェル判決が控訴審や上院で支持されるならば, 「労働組合の蓄積基金に影響を及ぼすだけでなく, 組合の存在も深刻な危機に陥る」として, 「ただちに個々の組合に問題を提起することを期待する」としたが, 具体的に組合からの寄金には触れず, 一般的に「可能な支援をするために」と記すにとどまった。さらにこの「重要回状」では, 議会委員会の常任弁護士エドモンド・ブラウンがファーウェル判決批判の根拠として, 1871年・76年「労働組合法」の解説やリヨンズ対ウィルキンス判決との関係を詳しく述べたものを添付している⁽⁸⁾。労働組合の基金が経営側からの損害賠償請求により脅威にさらされ, ひいてはストライキ権が奪われることによって労働組合の存在自体が否定されるという危機感, 労働組合の指導者のあいだに広がりはじめるが, その危機感の広がり方は一様ではなかった。

タフ・ヴェイル判決にたいする労働界の対応は, おおよそ二分された。1つのグループは, 判決を労働組合の有責性を明らかにし, 強制仲裁制度の法制化の機会を与えるものとして評価する立場であり, フェビアン社会主義者シドニー・ウェッブ, リブ=ラブ派リチャード・ベル, 独立労働派ベン・ティレットなどがいた。ジェイムズ・セクストン (合同職工組合) もその一人であった。他のグループは, 判決を労働組合からストライキ権を事実上剥奪するものとして批判する立場であり, LRCのキア・ハーディーなど社会主義者たちがいた。この両者は判決を変更する方策についても異なった見解をもっていた。

ウェッブによれば, タフ・ヴェイル判決を無効にする法案の成立は, 「だれの眼にも必要なことと

(7) S. & B. Webb, *Industrial Democracy*, *op. cit.*, p. xxvii.

(8) Trade Union Congress Parliamentary Committee, *A Report of the Picketing Case on the Taff Vale Railway, The Taff Vale Railway Co. v. Messrs. Bell and Holmes*, December 1900 (MSS. 125/AS/TV/5/1), p. 4.

(9) S. & B. Webb, *A History of Trade Unionism*, *op. cit.*, p. 604.

思われたが、問題はどうすべきかであった。……基本的には二者選択しかなかった。⁽⁹⁾」第1の方策は、「労働組合が法律適用外の存在として位置づけることを見合わせ、それに代わって、市民としての完全な権利だけでなく、産業組織において認知された機能を合法的に遂行する、現実に社会構成の正当に権威づけられた構成部分としての完全な権利も主張すべきである」とするものである。だが、「労働組合が防衛的組織であるだけでなく、産業社会における統治機関になるということは、世論の高度な発展を必要としていた。⁽¹⁰⁾」この方策は、「労働組合の合法的機能を明確に認知すること」により、団結権、ストライキ権の明確な法制化を行ない、共謀罪を廃止する一方、労働組合の責任性および「禁止命令」の範囲の合理的制限を設けるものである。ウェッブ自身はそこには明記していないが、後述するように、この第1の方策こそウェッブの主張するものであったことに留意する必要がある。

第2の代案は、ウェッブによれば、「労働組合の地位の基本的な進展を主張しないものであり、つぎのような政策をとる。すなわち、法の十分かつ完全な修正の希望は見合せ、たんに1871年の例外的法律を再制定するものである。今回とくに主張されたのは、労働組合は、登録されているか否かにかかわらず、法律の適用外におくべきであり、役員または組合自体によってなされた行為は、合法であろうが違法であろうが、訴訟手続から免責されることを明記させるべきある、ということであった。⁽¹¹⁾」この第2の方策は、LRCが主張し、ウェッブたちの王立委員会報告書を斥け、1906年の「労働争議法」に結実したものである。この「労働争議法」によってタフ・ヴェイル判決は覆ったのであるが、上記のウェッブの叙述は、自身の見解を第三者的に書いているようにみえて、じつはバイアスがかかり、第2案にたいしてはウェッブの苦々しい思いが込められている。それ故、ウェッブの「労働争議法」の評価も否定的なものになっている。

ウェッブは、タフ・ヴェイル判決が労使関係への国家による法制的介入に向けてのステップになりうると肯定的に捉えていた。「厳密な意味ではタフ・ヴェイル判決が不当であるようにはみえない⁽¹²⁾」とし、また、同判決について、「法律の最近の解釈は受け入れなければならない⁽¹³⁾」とも書いている。ウェッブは、自由な拘束のない「個別的交渉」Individual Bargainingが過去の経験から苦汗労働をもたらしたので、それに代わるものとして「団体交渉と法制定」Collective Bargaining and Legal Enactmentの必要性を主張し、最低賃金制などその具体的方策はオーストラリアとニュージーランドから学ばなければならないと考えていた。⁽¹⁴⁾そのための新しい法律を制定すべきであって、たんなる1871年「労働組合法」への回帰は誤った方策であると捉えていたのである。

「労働争議法」制定に至る過程でも、両グループは対立した。事態を複雑にしたのは、その数年

(10) *Ibid.*, pp.604-05.

(11) *Ibid.*, p. 605.

(12) *Ibid.*, p. 601, fn.1.

(13) S. & B.Webb, *Industrial Democracy*, *op. cit.*, p.xxxiii.

(14) *Ibid.*, pp.xxxv-xxxvi.

間に、保守党政権下での自由党のタフ・ヴェイル判決への対応、および個別労働組合やTUCやLR Cの対応が変化していったことによる。ヒュー・クレッグのように判決をめぐる2つのグループがあったことを指摘するだけでなく、この両グループの力関係が変化していったことを看過してはならない。そして結果的には、労使関係への国家による法制的介入の道ではなく、1871年・76年「労働組合法」に回帰することによって組合の免責を確保するという、古典的な個人主義的労使関係の道を選ぶことになったのである。以下、タフ・ヴェイル判決以降「労働争議法」成立までの過程をトレースして、2つのグループの力関係の推移を明らかにしよう。

2 リブ=ラブ派としてのR・ベル

まず、ASRSの総書記ベルの思想と行動をみてみよう。というのは、ベルはASRSの総書記として終始タフ・ヴェイルの労働争議と裁判に関わってきたいわば主役であるだけでなく、同時にダービー地区選出のリブ=ラブ派国会議員として幾度か労働争議法案を提出して下院で論陣をはったという点できわめて重要な人物だからである。⁽¹⁵⁾

ベルは1859年に生まれ、ウェールズで育ち、ウェールズ語を使った。タフ・ヴェイル争議のさいも、南ウェールズへでかけたベルは、現地で組合員とウェールズ語で十分意志疎通ができたはずである。1876年、27歳のときグレート・ウェスタン鉄道会社にポーターとして雇用され、スウォンジで貨物主任をしている1886年ごろ、ASRSの活動的な組合員となった。1871年に創設されたASRSは、その後、1890年の組合員数25,000名から1897年の86,000名へと急成長を示した。世紀転換期にイギリスで第5番目の組合規模を示していたが、鉄道経営者はなおASRSを交渉団体として認知していなかった。ベルがASRSのオルグ書記に任命されたのは1890年代初めであるが、1897年にノース・イースタン鉄道で非公認ストが生じたときかれの活躍で労使間の衝突が避けられ、穏健な仲裁路線の指導者として注目されるようになった。1898年春の2つの鉄道争議をとおして、ベルはストライキ基金の喪失を防止するために、組合規則を改定してストライキに入るにはいかなるばあいも組合員投票にかけることとした。1898年にASRSの総書記になり、ウェールズを離れロンドンに移った。ベルは階級闘争の方針には同調せず、社会主義の思想には非戦闘的なものであっても反対した。ベルは経営者にたいし穏健な方法で組合の認知を求めつづけ、政治的には自由党と協調するリブ=ラブ派の立場をとりつづけた。

ベルの自由党への肩入れにもかかわらず、ASRS自体はLR Cの創設(1900年2月)の推進者であった。その創設を提案したのが、ASRSのオルグ書記J. ホームズで、後にベルと対立することになる。LR Cはイギリスの最初の労働者階級の「政党」であるが、しかし実態は労働者代表の

(15) R. ベルにかんしては、主として、David E. Martin, "Bell, Richard", in J. M. Bellamy & J. Saville eds., *Dictionary of Labour Biography*, vol. II, 1974, pp.34-39 ; Philip S. Bagwell, *The Railwaymen*, 1963. によった。

連合であって、政党の体をなしていなかったし、自由党支持者の労働者も依然として多数いたので、ベルのようなリブ＝ラブ派が一定の勢力を1910年ごろまでは維持しつづけることができたのである。したがってリブ＝ラブ派は、常に自由党とLRCの狭間で微妙な立場にたたざるをえなかった。ベルは、1899年にダービー労働評議会で推薦されて国会議員の候補者となったが、99年のASRS大会でのダービー支部の提案は否決されて、公式には自由党の候補者として行動することが許されなくなった。1900年の総選挙でLRCは2議席を占めたが、その一つはベルであった。だが、タフ・ヴェイル判決後もかれのリブ＝ラブとしての政治的態度は変わらず、キア・ハーディーに一時的に協力した1901年4月のような例を除けば、自由党と協力することが多かったので、LRCに対立することもしばしばであり、ハーディーにとってはベルは「温和な馬鹿者」genial ass⁽¹⁶⁾であった。ベルはLRCの執行委員会の委員であったし、1902年2月にはその議長になったが、しかしILPに対立した「全国民主連盟」National Democratic Leagueの支持者で副議長にもなり、1903年にはLRCの改定法に署名しなかったというように、その立場は多重的であった。TUC議会委員会の委員には1899年と1902-3年になっており、その議長を1903-4年に務めているが、1904年のTUC大会での議長挨拶では、バルフォア保守党政府が「労働争議法」にたいする考慮を拒否しているとして攻撃している。1906年の総選挙ではダービー労働評議会とASRSの支持をとりつけ、TUCの候補者でもあったが、LRCはベルを支持することを拒否した。この時はダービー自由党がベルを支持し、1900年につづいて下院議員に再選されている。その後も自由党と協力して活動し、労働党を、個人的にはマクドナルドを、攻撃した。ベルは1907年に公刊した『労働組合』のなかで、「総選挙で労働党の29名が選出されたのちには、かれらはカクストン・ホール協定を破棄し、29名の議員だけの会議を招集し、他の23名の労働組合代表者たちを置き去りにした。それ故、議会には労働代表の2つのグループが存在することになった。……（労働党の）誓約に署名していないかれらは『労働派』として承認されていない⁽¹⁷⁾」と労働党を批判している。

さらにベルは、労働組合の基金が強制的に徴収されて、そこから労働党議員の給与が支払われていることを批判し、「それ故、『社会主義労働党』に加盟している100万名の会員が、合同労働組合

(16) 1901年のキア・ハーディーからデイヴィッド・ロウ宛の書簡。David Lowe, *From Pit to Parliament: the story of the early life of James Keir Hardie*, 1923, p.196, quoted in David Martin, *op. cit.*, p.36.

(17) Richard Bell, *Trade Unionism*, *op. cit.*, pp.84-85. カクストン・ホール協定とは、1905年2月16日にLRCの執行委員会、労働組合総連合(GFTU)、TUC議会委員会の三者が結んだ協定で、「1)LRCの後援を受けた全ての候補者は労働運動の全ての部門の誠実かつ心からの支援を受ける。2)TUC議会委員会の承認する労働派および労働組合主義者の候補者は、……LRCの支援を受ける」ことを決定した。要するにこの協定は、LRCという「政党」と労働組合の2つの全国的組織が選挙という政治活動で候補者を一体となって選び後援していくことを決めたもので、当然、労働組合を代表しているけれども、LRCには賛同していないものたち(例えば、リブ＝ラブ派)からの反発を受けた。R・ベルもそのひとりであった。

と社会主義団体の効用を確信しているという⁽¹⁸⁾ことはできない」と書いた。財政的基盤を労働組合に依存していた労働党にとっては生死を決めかねない批判であり、これは1909年のオズボーン判決へと連なっていく。「これを避けるためには、労働党の政策は、TUC議会委員会が認める原則にもとづいて直接労働代表の全員をその隊列のなかに認めるほど幅広くするべきである。」「過度の規律を緩めること」「良心の多少の自由を認めること⁽¹⁹⁾」、これがベルの労働党批判であった。ベルはいう。

「労働組合主義者は、社会主義に皆が関心があるのではない。かれらが関心をもち、多額の組合費を払うのは、労働条件の改善と擁護のためである。つまり最良の条件を保証し、労働にたいする最高の価値を獲得し、健康を保護し、事故を防ぎ、労働することができるような快適な条件を確保することなのである。これらの多くは部分的には議会外で、労働組合をとおして確保しうが、より完全に確保するには、かれらの大望についての完全な知識と経験にもとづいた下院の内部からのかれら自身の補足的努力によらねばなら⁽²⁰⁾ない。」

このような思想をもつベルと、ASRSが支持し推薦する2名の労働党議員ウォルター・ハドスンとジョージ・ウォードルとのあいだの軋轢は拡大していき、組合内部での批判も強まった。1907年の(第2次)全職階闘争の再燃のときも、調停を求めるベルの協調的方針に変わりはなく、1908年10月のASRS年次大会ではベルは鉄道国有化に反対したとして批判された。1909年12月、ASRS総書記の辞任を余儀なくされたベルは、翌年商務省の職業紹介部(後の労働省)の専門的顧問となり、1920年までそれを務め、1930年に亡くなっている。

このような思想のベルが1901年のタフ・ヴェイル判決を歓迎したのは、驚くに値しない。ベルは『クラリオン』誌上で、同判決は「労働組合の諸力を団結させ、その力を全体の規律に従わせる点で有益な影響をもつもの⁽²¹⁾」として評価した。また、ベルは『デイリー・クロニクル』のインタビューに答えて、「判決の影響は、労働組合がいままで以上に権限を中央集権化しなければならなくなるということにあらう」と指摘して、「無責任な組合員や下級役員が、好きなときに好きなことだけを行なうのを労働組合が許すことは、もはや不可能になるだろう。一般組合員はより服従しなければならない⁽²²⁾」と語っている。ベルはこの判決により、組合の中央集権化が促進され、無責任な活動家や組合員をコントロールできるとの見通しからこれを評価し、より強い交渉力を中央(全国)の執行委員会がもつことができ、雇用者からの「尊敬」も得られると考えた。ベルはまた、この判決は労働組合の有責性を明確にすることによって、強制仲裁の法制化を実現可能にする絶好の機会と捉え、「強制仲裁制度案」を作成した。この限りでは、S. ウェップの見解と共通している。以後、労働組合の有責性と強制仲裁制度の2点が労働運動のなかの重要な課題となった。

(19) *Ibid.*, p.98.

(20) *Ibid.*, p.96-97.

(21) *Clarion*, July 27 1901, quoted in Bealey & Pelling, *Labour and Politics*, *op. cit.*, p.75.

(22) *Railway Review*, July 26, 1901.

III タフ・ヴェイル判決廃止への過程

1 法案作成をめぐるTUCなど労働三団体と政府

1901年のTUC大会で、強制仲裁制度案は否決された。投票数は、賛成36万6千、反対67万6千であった。同年12月にTUC議会委員会は、国会議員チャールズ・ディルクと3人の自由党の法律家H. H. アスキス、R. B. ホルデイン、ロバート・リードの助言を仰ぎ、エドモンド・ブラウンにはピケッティングにかんする法案作成を指示した。そしてフランシス・パーマーからは、労働組合基金の保護の可能性について助言をうけた。⁽²³⁾翌年、キア・ハーディーは、労働者代表議員ではなく、自由党議員に助言を求めたことに不満の意を表したが、当時は自由党が動かなければまったくこの問題は解決しないという政治的状況であったので、その方策は必要不可欠であった。

1902年2月6日、TUC議会委員会は保守党政府と内務省で会見した。チャールズ・ディルクは同席したが、キア・ハーディーは「当日朝知らされたので」出席できなかった。席上、ジェームズ卿は、タフ・ヴェイル判決は1865年のコモン・ローの責任性にもとづいて下されたもので、「労働組合法」とは関係がないと言明した。また、内務大臣リッチーは、タフ・ヴェイル争議のさい商務院長官として調停した人物であるが、「事柄は著しく困難で、極めて複雑で、極度に微妙かつ注意深い扱いが必要である」⁽²⁴⁾と述べるだけで、タフ・ヴェイル判決の評価や法改正については言質を与えなかった。しかしながら、労働組合の法的位置は混乱したままであると、一般的には考えられた。

同年2月20日にバーミンガムで開かれたLRCの第2回大会で、キア・ハーディーはこのジェームズ卿の発言をつぎのように述べて批判した。「上院の決定は（労働組合）法の精神とは正反対であり、法案作成者の明確な意図にたいする冒瀆である。……ジェームズ卿は、判決が労働組合法の下で与えられたのではなく、コモン・ローの下においてであると述べた。上院が労働組合の役員の行動にたいして（組合）基金から支払う義務があると決定したことは、法律が導入された当時の政府の明白な宣言を冒瀆したものである。（ヒア、ヒアの声）⁽²⁵⁾」冒瀆された1871年「労働組合法」に回帰することによって、タフ・ヴェイル判決を無効にしようとしたこのハーディーの主張は、タフ・ヴェイル判決にまったく利点なしとするグループに共通した考えであった。ハーディーはその回帰実現のために、「労働代表議員を（議会に）送りだすことの重要性」⁽²⁶⁾を指摘したのである。

1902年2月の保守党政府との会見ののち、ベルは同年5月、平和的ピケッティングを守るための法案を提出したが、政府の反対に直面して進展はみられなかった。一方、TUC議会委員会が自由

(23) Hugh Clegg, Alan Fox & A.F.Thompson, *A History of British Trade Unions Since 1889, vol. I, 1889-1910*, 1964, p.320.

(24) "Trade Union Deputations to Ministers", *Railway Review*, February 14 1902.

(25) *Railway Review*, February 28 1902.

(26) *Ibid.*

党の指導者キャンベル＝バナマンの助力を得た結果、ウェントワース・ビューモントという自由党議員が5月14日に下院で動議をだすことになり、自由党がそれを支持することになった。その動議は夜9時にだされ、12時過ぎまで激論がたたかわされた。⁽²⁷⁾これは混乱した労働組合の法的位置づけを明確化しようとした議会での最初の試みであった。「判例法が1875年の議会が意図した法律よりも劣悪な地位に労働者を置くことを防止するための法律が必要である」と提案したビューモントは、「最近の判決が解釈したように、ある法律が長年の間議会が意図した労働組合の地位と考えられてきたものに疑問を投げかけた」⁽²⁸⁾と述べ、注意をうながした。ベルがセコンドした。ベルは、タフ・ヴェイル判決が1871年法以前の状態に労働者を戻したことを長時間にわたって語り、最後に、「私は下院がこの提案に賛成の意を表することを望む。というのは、あえていうが、この国の200万の労働組合員は、現在の位置に留まっていることに同意しないからである。かれらはこの法制化を要求するだろう」⁽²⁹⁾と述べた。新立法の提案に賛成の論陣をはったのは、K. ハーディー、R. リード、ホルデン、アスキス、キャンベル＝バナマンであった。反対は保守党議員によってなされた。「下院は労働争議の問題で新立法に関与しない」⁽³⁰⁾とのC. B. レンショウの修正案には、G. W. ウルフ、検事総長フィンレイ、内務大臣リッチーが賛成意見を述べた。採決の結果は、賛成174、反対203で（アイルランド党は今回は棄権した）、29票の僅少差で法案は通らなかったが、労働側は「極めて満足すべき結果」⁽³¹⁾と受け取った。『レイルウェイ・レビュー』の1902年5月23日号は、「主として政府の態度により、かれらは上記の僅少差で勝利を確保できなかったが、かれらはひとつの政治的勢力としてのかれらの力を示威した」⁽³²⁾と書いた。この結果に自信をもったTUC議会委員会は、1902年のTUC大会ではより具体的な提案をすることになった。

TUC大会では、TUC議会委員会は、「法律が再度覆されて、タフ・ヴェイル判決の定義以前の地位になるまでは、労働組合基金にとって真の保証はないだろう」と宣言したが、大会の決定には基金の保護が前文に入っただけであり、調子はかなり落とされていた。動議を提出したのはベルである。議会委員会は、依然として組合基金については明確な立場を示せなかった。この大会では、強制仲裁制度案は再度否決された。今回は賛成30万3千、反対96万1千と、反対が賛成の3倍以上になっており、前年よりもより否定的な傾向が強くなっていた。

1902年10月、TUC議会委員会はGFTU、LRCと会合をもち、サブ委員会をつくり法案をエドモンド・ブラウンとともに作成することになった。法案はGFTUが提案していた線に沿って作

(27) The Lords' Decision on the Taff Vale Case in the House of Commons, (MSS.127/AS/TV/4/4), p.9.

(28) Debate in H.C., *ibid.*, p.1.

(29) *Ibid.*, p.6.

(30) *Ibid.*, p.6.

(31) Clegg, Fox & Thompson, *op. cit.*, p.321.

(32) *Railway Review*, May 23 1902.

られた。⁽³³⁾ 3 団体が承認したのち、法案はリードに提示され、さらにホルデインとアスキスにも提示されたようである。その結果、法案は 3 条からなることになった。第 1 は、ピケティングの擁護であり、これは前年ベルの法案の趣旨にあったものである。第 2 は、労働争議にかんするかぎり、共謀罪を廃棄するというものである。第 3 は、組合規約に従った行動であるかぎり、組合にたいする損害賠償は請求できないとするものである。第 3 点は、TUC の決議には明示されていないものであったが、法案作成に参加した自由党の法律家たちの意見を取り入れたものである。この段階では労働組合の指導者はこれを受け入れた。当時の保守党政権にはこれ以上の法案は無理であると思われた。

この法案は 1903 年 3 月の労働三団体のよる代表者会議で承認され、議会で提案されることになった。ところが、デイヴィッド・シャクルトン（綿織布工）が第 2 読会に入る寸前、「労働争議法」というタイトルと第 3 条の免責規定とは矛盾しているとの反対意見がだされ、それを取り除いた不完全な法案が上程されることになり、5 月 2 日の採決の結果、賛成 228、反対 258 で、30 の僅少差で通過しなかった。

バルフォア保守党首相は、法案は不必要であるという見解を変え、1903 年、労働組合の法的地位を検討するため、「労働争議にかんする王立委員会」を設置した。この 5 名からなる「小王立委員会」の委員はいずれも法律家であり、シドニー・ウェブは法廷弁護士（バリスター）としてその委員であり、サー・ウィリアム・ルイスも委員になった。ルイスは南ウェールズの石炭産業家で、1900 年 8 月、タフ・ヴェイル争議の調停に乗り出し終結にもっていった人物として、すでに本稿でしばしば登場している。他の委員グレハム・マレイは、1902 年 5 月と 3 年 5 月に法案に反対票を投じていた。アーサー・コーヘンは保守的な法律家であった。ウェブとラッシントンは労働組合に敵対的ではなかったが、ウェブが労働組合の免責を否定する見解を表明していたのは、前述したとおりである。ラッシントンはタフ・ヴェイル判決を「正当で有益な法」としていた。このように王立委員会には労働組合の代表が入っていなかったため、TUC は協力を拒否し、労働組合は証言をボイコットした。

王立委員会が真剣に報告書を作成しようとしたかどうかは疑わしい。G. D. H. コールは、「偶然か故意か、委員会の報告書は 1906 年の総選挙後まで引き延ばされたので、その状況を扱うのは新しい自由党政府ということになった⁽³⁴⁾」と書いているが、報告書作成が故意に引き延ばされたのは明らかである。というのは、委員のひとりであったウェブ自身が、『労働組合史』のなかで、「この委員会は、保守党政府がジレンマに陥って当惑することのないよう、総選挙が終わるまで報告書を出さないように私的にいわれた、と信じられている⁽³⁵⁾」と書いているからである。じじつ総選挙は 1903

(33) Alice Prochaska, *History of the General Federation of Trade Unions, 1899-1980*, 1982, p.73.

(34) G.D.H.Cole, *A Short History of the British Working Class Movement, 1789-1947*, 1948, p.302.

年に予想されていたが、結局その年には実施されず、1906年に行なわれたので、報告書も遅れて提出されることになった。後述するように、委員会報告書はタフ・ヴェイル判決の維持を主張し、組合の有責性は保留したので、労働組合はこの報告書をまったく無視することになった。

1903年9月のTUC大会では、組合の完全免責を求める声が強くなった。ベン・クーパー（タバコ製造工）の免責の動議にたいし、ベン・ティレットが有責の修正案をだすと、ベル、ジェイムズ・セクストン、ジョン・ウオードが修正案に賛成した。セクストンは、すでに1901年8月に合同織工組合の機関誌に、「労働運動には、つぎのように考えるひどく多数の人がいる。タフ・ヴェイル判決は不幸にみえて幸いなものとなるだろう。判決は執行部のコントロールを強化し、地方の無責任な行動を、完全に抹殺するのではないにしろ、最小限にする方向にいくだろう」と書いた人物である。⁽³⁶⁾ シャクルトンは原案、修正案のどちらにも賛成せず、共謀罪とピケッティングの2条だけで通し、有責性の第3条は混ぜないことを提案した。結局、修正案は276対28で通らず、クーパーの動議がTUCの方針になった。なぜ修正案は大差で破れたのか。その急進化の理由は何であろうか。

それは、第1に、タフ・ヴェイルの23,000ポンドという多額な損害賠償額が1903年2月の裁判で認められたことが、多くの組合指導者にも危機感をつのらせたこと（因みに1903年のASRSの基金総額は27万9千ポンドであった）、第2に、前述したとおり、王立委員会の設置の構成メンバーに労働組合代表が入っておらず、その報告書の内容は、もし発表されても、タフ・ヴェイル判決維持の主張になることが予想されたこと、第3に、南ウェールズ炭鉱組合は、グラモーガン石炭会社によってタフ・ヴェイル以上の額の損害賠償を求められ、法廷闘争を行なっていること（これは、1905年になって、上院が組合敗訴の決定をした）、第4に、1903年2月にヨークシャーの炭鉱争議でタフ・ヴェイルの初期と同じような「禁止命令」がでたこと、が挙げられる。さらに1903年のイギリス全体の政治動向もその急進化に寄与したといえる。すなわち、同年春から夏にかけて関税改革をめぐる保守党政府は政権維持が困難になり、総選挙も真近かであるように思われ、選挙になれば自由党の勝利が予想されたので、労働組合指導者は強硬策にて、「損害賠償にたいし労働組合の基金の免責を完全に保証する」法案をTUC議会委員会に作成させたのである。

TUCの90%が免責を求める見解になっていたことは、重要である。だが、TUCの法案は議会を通らなかったし、強制仲裁制度案も流れた。ヒュー・クレグは、労働界がこの点で二分されていたことは指摘するが、その比重が変わっていき、1903年秋には決定的に免責を求める声が強くなっていたことは、故意にか軽視している。ウェブもこの点では共通しており、免責を求める声をやはり軽視し、前述したように強制仲裁制度を主張し、オーストラリアとニュージーランドをモデルとして導入することを推奨していた。仲裁制度は、その後、知識人のなかで支持があったが、T

(35) S. & B. Webb, *A History of Trade Unionism*, *op. cit.*, pp.605-6.

(36) Amalgamated Union of Clothiers' Operatives, *Monthly Gazette*, August 1901, quoted in Clegg, Fox & Thompson, *op. cit.*, p.319.

UCの年次大会ではしだいに関心が薄れていった。

2 1904年の下院での審議

1904年、再度、下院で「労働争議法」の法制化が試みられた。J.M.ポールトン（ダーラム）が4月29日、1875年法の回復を目的とする新法案の第2読会を行なった。この議会での討議はきわめて重要であるので、やや詳しくみてみよう。

「労働争議法」の動議をだしたポールトンは、王立委員会が解決を引きのばしていることを、こう指摘した。

「労働組合の地位は危機的になっている。法律の状態は議会が注視することを真に求めている。……昨年この主題で導入された法案は、王立委員会が設立されていないとの理由で反対された。現在は王立委員会が審議中だという理由で、わたしの動議に反対がなされるだろう。じじつ政治の世界は、王立委員会によって妨害されているのである。（反対党、チアーズの声）……2つの事実到我々は直面している。ひとつは、ピケッティングと共謀にかんする法律が、混沌としており混乱していることである。他のひとつは、労働組合の地位が裁判所の最近の発見と解釈により非常に侵害されているので、その存在は、危機にさらされていないにせよ、脅かされているといっても過言ではない。この法案の目的は、法律を1875年に議会が意識的に意図していたことまで回復すること⁽³⁷⁾にあり、裁判の決定以前に理解され信じられていたことまで回復することにある。」

さらにポールトンは、労働組合基金が危機にさらされていることを、つぎのように述べた。

「法律が示すように、労働組合はその基金を過剰な攻撃にさらすことによって危機に陥っている。そして、労働組合が死に絶えるのをみたい人々が、その危機を歓迎していると信じる幾つかの理由があると思う。労働組合の基金は、主にストライキを促進し実行するために使われるという考えがあるようである。（ヒアー、ヒアーの声）商務院の統計によると、主要な100の労働組合の支出合計は165万5千ポンドであるが、107万2千ポンドは共済機能、すなわち疾病・事故基金、退職手当、葬儀支出、失業手当に使われている。基金の4分の3がこれらの目的に使われているのであって、一方、16分の1、つまり20万ポンドだけが争議とストライキに使用されているにすぎない。この数字は労働組合基金が主にストライキ目的に使われるという主張にたいする強力な反論になるし、労働組合の財産保護の要求を支える強力な主張にもなる⁽³⁸⁾、わたしはいいたい。」

ゲイツヘッド選出のリブ＝ラブ派のジョン・ジョンソンが、この動議を「第3条は労働組合の基金の保護を求めている。きわめて正統ものである」と述べてセコンドした。これにたいし、ランカシャーのピルキントンは、「現実に法案の目的は、法律を回復するのではなく、その大幅な変更

(37) TUC Parliamentary Committee, *Trade Unions and Trades Dispute Bill* (Second Reading, April 22 1904), Debate and Division List. p.1.

(38) *Ibid.*, p.2.

である」として反対し、これをセコンドした保守党のサー・A・ヒックマンは、「……下院の義務は、労働組合の団結とストライキの権利を保護するだけでなく、きわめて多数の非組合員の、したくない行動を拒否する権利も保護する点にある。第2条によれば、100名とか1000名の群衆が、一人の労働者の家を取り囲むかもしれない⁽³⁹⁾」と述べて、事実上平和的説得ではなくなるとして反対した。

バルフォア保守党首相は、王立委員会での証言を労働組合が拒否したことに触れ、「この問題に関心のある階級が、王立委員会で証言することを拒否したのは大変残念である。その委員会は、もっとも厳しい批判者も認めると思うのだが、極めて正直に任命されており、極めて正統な目的をもっている。わたしは個人的には、この問題は非常に困難で複雑であり、多くの点で大きな社会的利害に触れるので、委員会が、いまは滞っているが、我々に与える情報を私を得るまでは、法案に投票することは不可能である、と感じている」と述べて、王立委員会の報告書待ちのポーズを示した。一方では、委員会の委員に次期総選挙まで報告書を提出しないよう示唆していたことは、すでに書いたとおりである。バルフォアはつづける。「わたしは平和的説得に反対しない。しかし、真の困難は、もしあまりに多数の人が一度に私を平和的に説得しようしたら、その説得は平和的ではなくなるかもしれないし、コモン・ローでいう不法妨害になるかもしれない。⁽⁴⁰⁾」

バルフォアは王立委員会が報告書をだすまでは、明確にはいえないと繰り返し、つぎのことばで結んだ。法案に反対するのは、「法案の各条文が極めて危うく、極めて危険だからである。それは労働組合の力を増大させるからではない。被雇用者が雇用者にたいし闘いやすくするからではない。それはすべての階級とすべての利害関係に適用可能であるという法律の幅広い原則が、この方策により廃棄される危険があるからである。個々の市民の権利のなかで最大のものである自由が干渉され、労働組合の指導者と雇用者の指導者が考えている正統な目的を遂行するのが、全く不必要な程度になるからである。これらの理由によりわたしはこの法案の第2読会に賛成することはできない。」労働組合だけが免責されるという特権をあたえることは、法の平等の精神からして好ましくないという主張は、法案の反対者によってしばしば繰り返されたものである。

この第2読会でタフ・ヴェイル争議の具体例に触れたのは、ベルだけであった。かれはタフ・ヴェイルの「争議のあいだに、個人によってなされた嘆かわしい行為があった。不幸なことに、かれらの中心人物たちを知っている。結果はどうであったか。ストライキの進展するなかで法に反した犯罪、つまり刑法に違反したものは、一様に裁判官のまえで裁かれ、犯罪が刑法に違反していることが証明されれば、投獄された。労働組合はその救済を求めなかった。組合は事態をそのままにしておくことを望んだ⁽⁴²⁾」と述べ、組合員個人の違法行為には批判的であることを示唆してから、1900

(39) *Ibid.*, p.6.

(40) *Ibid.*, pp.6-7.

(41) *Ibid.*, p.8.

年8月のスト破りをカーディフ駅で「説得」したときのことを、つぎのように述べた。

「(スト破りの) 男たちは、監獄の門のところやパブの隅で、ストライキ中の人々に取って代わられるために集められた。かれらはグレート・ウェスタン線の特別客車でカーディフまで連れてこられた。数は30名。全員が支給を受けていた。この実行者は、タフ・ヴェイル会社に雇用されているものではなかった。かれは外部のものである。かれはまさに『自由労働連合』の組織者であった。結果をどうであったか。これらの人々は買収、飲酒、金銭支払によって集められ、汽車賃も払われたが、ベル自身がカーディフ駅でかれらに会った。集団でというのは問題にならない。かれらに一人で話かけた。かれらに話したことは、ストライキとはどういうもので、なぜかれらは仕事をしていないのか、そしてもちろんタフ・ヴェイル会社のために働かないようかれらを説得した。そうする権利があると思うし、かれらもそれを望んだ。男たちはこう答えている。『我々は汽車賃を払われ、飲み物ももらった。我々は何ももっていない。もし仕事を断ると、帰れなくなってしまう。』(ベルは) 答えた。『もしそういうことならば、もしあなたが働かない決心をしたならば、わたしが帰りの汽車賃を払おう。』かれらの帰りの運賃を払ったが、そうする権利があるはずだと主張したい。強制や脅迫といった性質のことはしていないと主張したい。そうすることによってかれらは干渉されたとは彼ら自身思っていなかったが、しかし法律は、かれらが干渉されたと判定した。(ベルにたいする) 禁止命令がだされ、タフ・ヴェイルではその活動は繰り返してはならないという効果を生んだ。そうであれば、法の正義はどこへいったのであろうか。」1876年「労働組合法」第7条では、平和的説得活動は認められていたはずである。「平和的説得により、かれらは働くのを拒否し、その結果として、組合が損害を払わなくてはならないと考えられたのである。この責任性から免れることを望む。(ヒア、ヒアの声) この点を全国の労働者が強く感じている。⁽⁴³⁾」

この「説得」は、契約破棄の強要であるとして「禁止命令」がだされ、損害賠償の対象になったものであるから、ベルにとってはどうしても反論する必要があった。ここで注目すべきは、ベルが従来の持論である労働組合の有責性の主張を変更し、免責を主張するに至っていることである。労働界全体が、自由党も含めて、免責を主張するようになったなかで、ベルも自論を修正したのである。

W. チャーチルは「労働争議法」に賛成する演説をしたが、これは保守党に反乱をおこしたことを意味するのでセンセーションを引きおこした。チャーチルは、自分の選挙区民が政党にかかわりなくこの問題に強い関心をもってることによって、その法案に注視することを余儀なくされたと指摘したあと、つぎのように述べた。「法案の方法については、望ましい結果に到達するには、条文が最良の方法を示しているかどうか語る資格は、わたしにはない。疑いもなく政府の法律顧問が、その目的のためのより良い法案をつくらることができるだろう。しかし、政府はこの種の方法を採っ

(42) *Ibid.*, p.10.

(43) *Ibid.*, p.11.

てこなかった。そして、この主題を調査するために設立された（王立）委員会は、行動しないで遅らせる委員会であるようにみえる。全ての主題から逃れるために驚くべきほど計算された手続に、労働組合の指導者たちが関係することを拒否したことは少しも不思議ではない。（チアーズの声）政府の側に何ら実質的な提案が欠落しているのに、労働組合に強力さと力量があると信じている議員たちは、この機会に1875年法の効力を確認せざるをえない。……1875年法は保守党によって通過したものであった。その法律が判決によって変更され、労働組合に著しく不利になってきたことは否定できない。……そして、ついにタフ・ヴェイルがきた。法律の性格がより限定的であるようにみえた瞬間に、その法律の影響はより拡大され、労働組合の行為者の活動にも拡大された。平和的説得というような、すなわち数千ポンドの損害を求める行動に根拠を与えないような、不確かな境界地域が、侵犯され法を犯すものとされるようになった。その行動が成功するならば、長い年月をかけて少しずつ蓄積してきた、そして共済目的と分かちがたく結びついている組合基金は、裁判所により数時間の審議で消え去ってしまうのである。（反対党 チアーズの⁽⁴⁴⁾）投票の結果、チャーチルと同じく法案に賛成した保守党議員は30名を数えた。今回はアイルランド党51名も賛成した。その結果、賛成が自由党全員の158名を加えて合計238名、反対は保守党の199名であった。しかし法制下院委員会で20対17で否決され、結局法案は成立しなかったが、もはや全体の流れは「労働争議法」制定を不可避なものとしていた。翌1905年に再び同じ法案が第2読会を通過し、今度は法制下院委員会も通過した。

IV 「労働争議法」の制定

1 1906年の総選挙と「労働争議法」の成立

1905年12月4日、バルフォアが政権を放棄し、保守党の20年近い政権支配が終わると、政権を譲りうけた自由党は、キャンベル＝バナマン首相の内閣をつくり、12月16日に議會を解散し選挙に訴えた。1906年1月の総選挙では、自由党400議席にたいし保守党157と自由党が圧倒的多数で政権を獲得した。と同時に、LRCは議會の有力勢力になり、労働党と改称した。1900年の総選挙ではLRCは2議席——1人はベル——を占めたにすぎなかったが、今回は29名が当選し、労働組合メンバー1名が選挙後ただちに加わったので30名になった。炭鉱夫連合はまだLRCに加わらなかったが、多くの問題でLRCと共闘した（その数は5—14名であった）。そのほかに12名ほどのリブ＝ラブ派がいた。労働者階級の代表は、このように急速に議席を占めることになったのである。1903年に自由党とLRCのあいだに結ばれた選挙区にかんする秘密協定（マクドナルド＝グラッドストーン協定）が、自由党の政権復帰とLRCの急増に寄与した。この協定は、3人区では保守党に対決する

(44) *Ibid.*, pp.13-14.

ために自由党とLRCの候補者のどちらかに絞り、自由党の候補者のばあいにはLRC支持者も投票する、LRC候補者のばあいには自由党支持者も投票する、とするものであった。この年には予想されていた選挙は行なわれなかったが、1906年にはこの秘密協定は見事に功を奏し、自由党の政権復帰を可能にしたのである。このような経過からキャンベル＝バナマン自由党政権は、労働党の主張を大幅に採用せざるをえなくなった。

選挙の争点は関税問題など多数あった。1903年のチェンバレン辞職に導き保守党を分裂させた関税改革問題にたいし、自由党は自由貿易を唱えて世論を引きつけた。さらに南アフリカの中国人労働者問題も自由党に有利に作用した。タフ・ヴェイル判決の破棄＝「労働争議法」制定を求める声も強かった。G. D. H. コールは、「この（労働党の）驚くべき勝利は、疑いもなく、主としてタフ・ヴェイル判決によって生じた労働者階級の憤りと労働争議にかんする法律を満足できるように修正させるという決意に帰すべきものである⁽⁴⁵⁾」とさえ書いている。だが、労働党指導者がタフ・ヴェイル判決を覆す法律を制定するには自由党の助力なしには不可能であった。他方、自由党は予想外の労働党の伸長に警戒するものも多く、選挙後間もなく、リブ＝ラブ派議員を基礎に「自由・労働連盟」(Liberal Labour League)を組織しようとしたが、炭鉱夫グループが協力しなかったため実現せず、結局議会でそれぞれ別個の労働組合グループを結成し、「労働争議法」にかんしては労働党と共同歩調をとった。1907年以後この労働組合グループは消滅し、1909年炭鉱夫連合がついに労働党に加盟すると、残ったリブ＝ラブ派は自由党に吸収され、1910年の総選挙までには、消滅してしまっただ。前述した1909年末にベルがASRSの総書記を辞任せざるをえなくなったのと軌を一にしている。

1906年5月28日、自由党政府は、ほぼ王立委員会の報告書の線に沿って、政府案を提出した。ウェブは、この「労働争議法」通過の過程を第三者的につぎのように書いている。

「1906年初め、それ（王立委員会）は労働組合に有利な報告をした。それは、労働組合自身の行動にたいする完全な責任を受けいれ、法律のかなりの、しかしまだ適切ではない、改正に従うとするものであった。この提案は労働党によって完全に拒否された。労働党はたんに1871年の地位を回復するだけの法案を提出した。委員会報告書の線に極めて多く従った法案を自由党政府が提案したとき、労働組合運動がひとたび奮いたてば自身の防衛のために実行することができる選挙の力が劇的に示された。議会の異なった場所から議員がつぎつぎに立って労働組合が1871年に認められたと思われる完全免責に投票することを誓ったと説明した。これだけが満足するものとなろう、ということで、かつて知るかぎり最も強力な政府は、法律家や雇用主の抗議にもかかわらず、1906年の労働争議法の通過を余儀なくされたのである。⁽⁴⁶⁾」

このウェブの叙述には、労働党の方策への「反発」が滲みでているが、しかし、報告書はタ

(45) G.D.H.Cole, *A Short History of the British Working-Class Movement*, op.cit., p.300.

(46) S. & B.Webb, *A History of Trade Unionism*, op. cit., p.606.

フ・ヴェイル判決を認め、労働組合の有責性は制限は加えたものの変更されずそのままであり、労働組合基金の保証はしないとすものであったから、とうてい労働組合には容認できないものであった。この点を王立委員会は全く譲歩していなかった。委員会（多数者）報告は、労働組合が多額の損害を与えてなお基金から補償しないならば、「法と秩序と正義の考えに反する状況になってしまっ(47)だろう」と書いている。ホルデインは、回想録のなかで当時のことをつぎのように書いている。

「問題の重要性は我々閣僚はよく知っていた。検事総長と法務次官、ローソン・ウォルトンとロブソンはそれを調査していた。わたしはタフ・ヴェイル判決の労働組合の指導的弁護人であったし、アスキスはそれに専心し考慮してきた。しかし我々は労働組合がいかなる状況においても違法行為を起訴されるべきではないと提案することはあまりに不自然であると考えた。それ故我々は行為者の法の技術的作用を制限しようとする法案を用意した。その法案によれば、じっさいに違法行為をした者は矢面には立つが、その争議にはなんら関わらない、国の他の地域の離れた労働組合は、共済基金について保証されると感知できる(48)だろう。」

自由党のアスキスもホルデインも労働組合を支持する立場であったが、かれらはタフ・ヴェイル判決を本質的に合法であるとして受け入れ、組合が特権的な免責を主張することはできないと考えていたのである。

自由党政府が委員会報告書の線にかなり近い法案を提出したとき、全労働組合運動はただちに戦闘準備にはいった。2日後の5月30日、労働党は完全免責の独自の法案を提出した。これは前年に第2読会を通過し、法制下院委員会でも可決されたのと同じのものであった。多数の自由党議員および少なからぬ保守党議員が、労働党法案をタフ・ヴェイル判決を覆すものとして支持した。その状況を見て急遽キャンベル＝バナマンが介入し、先の穏健な自由党案に代え、労働党の支持する急進的な法案を通過させた。39票差であった。コールによれば、「効果的な反論はなかつた(49)」し、クレッグによれば、「その結果がどうなるかについてなんら真の理解なしに」通過した(50)。じっさいには、アスキスやホルデインら指導的な自由党閣僚や、自由党支持の検事総長ローソン・ウォルトンは法案に反対した。第4条は労働組合を特別の地位に置くとして反対したのである。

2 「労働争議法」の特徴

「労働争議法」は、労働組合の完全な免責を認めたものであって、「労働組合の主要な憲章（チャーター）」（ウェッブ）となり、「20世紀初期のイギリス労使関係の転換点」（ベリング）となったものである。これは、3つの点で重要である。

(47) *Royal Commission on Trade Disputes and Trade Combinations*, 1906, Majority Report, p.8.

(48) Richard B. Haldane, *An Autobiography*, 1929, pp.211-12, quoted H. Phelps Brown, *The Origins of Trade Union Power*, *op. cit.*, p.36.

(49) G.D.H.Cole, *A Short History of the British Working-Class Movement*, *op. cit.*, p.303.

(50) Clegg, Fox & Thompson, *op. cit.*, p. 257.

第1は、労働組合が労働争議を企画または促進することを目的として行動したか否かにかかわらず、不法行為における責任を追求されないように労働組合を完全に保護している点である。第4条(第1項)は、「組合によりまたはそれに代わって行なわれたと主張される不法行為につき……労働組合たと雇主組合たとを問わず、組合にたいして提起された訴訟は、……どの裁判所も受理してはならない」と規定している。これによってタフ・ヴェイル判決は完全に覆った⁽⁵¹⁾。極めて異常な状態におけるばあい(第2項)は別として、いかなる不法行為にたいしても、労働組合を訴えることを不可能にしているのである。労働組合は、労働争議であろうとなかろうと、(第2項のばあいを除き)いかなる不法行為にたいしても、責任を免除される。第4条は、労働組合を賠償にたいする訴訟からだけでなく「禁止命令」からも保護している。なお、政治争議は、ここでいう労働争議ではないので適用されないが、同情ストは、「労働争議が何人かの雇用条件に関する争議である以上、雇用契約の破棄を勧誘したことにたいして責を負うことはない」として、同法が適用されることになった。

第2は、平和的ピケティングは合法であるとした点である。第2条「平和的ピケティング」の規定は、「一人ないしそれ以上の人が、自己のため、または労働組合、または個々の雇用者か企業に代わって、労働争議を企画または促進することを目的とする行為をし、人が居住しているか、労働しているか、営業しているか、あるいは偶然居あわせた、家屋ないし場所に行くこと、あるいはその近隣に行くことは、もしそこに行くのがたんに情報を平和的に獲得ないし伝達する目的でなされるか、あるいは、ある人に労働するか労働を棄てるかを平和的に説得する目的でなされるのであれば、合法的である」となっている。情報を与え、説得するための平和的な行動は合法的であるとしたのである。この労働争議とは、「資本家と労働者あるいは労働者と労働者間の争議であつて、何人かの雇用、非雇用、あるいはその雇用条件ないし労働条件に関するもの⁽⁵²⁾」である。

第3は、組合の免責を規定した点である。第3条「他人の営業などへの介入にたいする有責性の

(51) R.Y.Hedges & Allan Winterbottom, *The Legal History of Trade Unionism*, 1930, p.149. 著者は、「1906年法は、根元的な一貫した企図や計画をもっていない。しかし、第4条第1項は、自己矛盾なければ、法案の他の条文との不一致もない。それは不明確ではなく、包括的で、かつ肝要である」(p.150)と書いている。

(52) A.W.J.Thompson, 'The Injunction in Trades Disputes in Britain before 1910', in *Industrial and Labour Relations Review*, 19, 1965-66, p.222. 著者は、アメリカだけでなく、「禁止命令は世紀転換期までにイギリス労働組合法の通常の過程の構成部分になっていた」(p.223)と指摘している。

(53) ここでいう労働者 *workmen* は、「労働争議が生じている雇用主に雇用されているか否かにかかわらず、商工業に雇用されるすべての人を意味する。」カーン・フロイントは、「1906年法における『労働争議』の定義は、1906年においてさえ重大な疑問の余地があり、今日では明白に守ることができない社会・政治の原理によっている。それは、経済的動機を政治的動機から、また、経済活動を政治活動から分離することができるという仮定によっている。……およそ比較的大きな争議について、政府が多少なりとも関係していないものを考えることは、ほとんど不可能である。それ故、裁判官にせよ、陪審員にせよ、市民たる私人にせよ、何人も、ストライキがどこまで資本家をしてある額ノ

除去」の規定は、「労働争議を企画または促進することを目的とする行為は、当該行為は雇用契約を破棄するよう他人を勧誘する、または、他の人の営業や雇用に抵触する、または、資本や労働を自由に処置できる他人の権利に抵触する、ということのみを理由として起訴されることはない」とするものであり、これはグラモーガン判決を否定した解答であった。

最後に、この「労働争議法」の評価について触れておこう。これまで記述してきた経過から、当然同法の評価も2つに分かれた。ウェッブも「労働組合役員がその合法的な職務、すなわちその合法的機能の実行のため「ピケット」を行使するさいに、労働組合役員を保護する、これらの例外的な条例の特権は、それ自体は労働組合運動の勝利ではあるが、それ以来非賃金取得者のほとんどのなかで大きな憤りを起こしてきた⁽⁵⁴⁾」と述べて、「労働争議法」が誤っていることを示唆する。「労働組合の友人のなかには、当時、議会に強制されたその政策が、長期的には全く運動の利益になるかどうか疑わしいと表明したし、適切に改革されれば労働組合は他の団体と同じように従わねばならない法律の完全改革を主張する、より大胆な政策を選んだほうがよくはなかつただろうか、とするものもある⁽⁵⁵⁾」とも指摘している。

A. V. ダイシーは1906年法を厳しく批判した新しい序論（1914年）にこう書いている。「それは労働組合というものを国の通常法律から除外する特権的な団体にしてている。そのような特権的な団体はかつてイギリス議会で意図的につくられたことはなかつた⁽⁵⁶⁾。」クレッグはこの法律は「一般のひとにはミステリーであり、労働組合主義者そしておそらくほとんどの法律家にとっても同様であつた⁽⁵⁷⁾」と書いている。

しかし、「労働争議法」を当時の労働運動史の脈絡のなかで捉えたとすれば、1906年前後に古典的「労働組合法」への回帰以外の方策がありえたかということ、それはきわめて疑問である。だが、一方で、コモン・ローと労働法（広義の）との乖離もまた、経済構造（より特殊的には労働市場の変化）、政治状況、思想状況の変化によって19世紀中葉より明確になっていたことも事実である。リブ=ラブ派と社会主義者との対立もこのあと間もなくオズボーン判決をめぐる問題として再燃することになる。（了）

（経済学部教授）

の賃金を支払わせることを主たる目的としているのか、または、政府をしてその政策を変更させることを主たる目的をしているかをどのようにして決めることができるであろうか。今日の法律は、19世紀の事情を反映している」と指摘している。（カーン・フロイント 松岡三郎訳『イギリス労働法の基礎理論』1957年、p.98）

(54) S. & B. Webb, *A History of Trade Unionism, op. cit.*, p.607.

(55) *Ibid.* もちろん「労働組合の友人」はウェッブ自身と同じ見解である。

(56) A. V. Dicey, *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century*, 1914 ed., pp. xlv-xlviii, quoted in Norman MacCord, 'Taff Vale Revisited', in *History*, June 1993, vol. 78, no. 253, p. 256.

(57) Clegg, Fox & Thompson, *op. cit.*, p. 305.